

グループホーム 美川の郷 利用契約書

_____様（以下、「利用者」といいます。）

と社会福祉法人 浜田福祉会（以下、「事業者」といいます。）は、利用者が、グループホーム 美川の郷（以下、「事業所」といいます。）において、事業者から提供される認知症対応型協同生活介護サービス及び介護予防認知症対応型協同生活介護サービス（以下、「サービス」といいます。）を受けることについて、次のとおり契約を締結します。

（前文）

事業者は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助及び心身の機能訓練を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するよう努めます。

また、利用者、利用者代理人は、事業者や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

すべての関係者は、利用者が長期にわたり安心かつ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条（契約の目的）

事業者は、認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と、本契約の各条項にしたがってサービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間と更新）

- 1 本契約の契約期間は、令和 年 月 日 から 令和 年 月 日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の7日前までに、利用者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第3条（身元引受人）

- 1 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。
ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する債務について連帯債務者となると共に、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第4条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ① 要支援2又は要介護1以上の被認定者であり、かつ認知症の状態であること。
- ② 共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 事業者、従事者又は他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような行為や宗教・政治・営利活動等を行わないこと。
- ⑥ 本契約に定めることを承認し、別紙「重要事項説明書」に記載する事業者の運営方針に賛同できること。

第5条（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、利用者と介護従事者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下「介護計画」という）を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 利用者は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は明らかに変更のないとき及び利用者の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者に対し内容を説明します。

第6条（サービスの内容及びその提供）

- 1 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき次の各号のサービスを提供します。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供します。ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
 - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ. 日常生活上の世話
 - ウ. 日常生活の中での機能訓練
 - エ. 相談、援助
 - ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、別紙「重要事項説明書」のとおり提供します。
- 2 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
- 3 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。しかし、その場合も速やかな解除に努めるとともに、理由を利用者本人に説明します。
- 4 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、利用者の利用状況等を把握するようにします。

第7条（医療上の必要への対応）

- 1 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その必要を認めた場合は、利用者の主治医または事業者の協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」記載の協力医療機関と連携をとっています。

第8条（利用料等の支払）

- 1 利用者は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 事業者は、利用者が事業者を支払うべきサービスに要した費用について、利用者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者

より支払いを受けます（以下「法定代理受領サービス」という）。

- 3 事業者は、毎月利用者に対し、前月の利用料等（居室の提供料（家賃）は含まない）及び前月の居室の提供料（家賃）の請求明細書を送付します。
- 4 利用者は事業者に対し、前項の利用料等を翌月末日までに、事業者の指定する方法により支払います。
- 5 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。

第9条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合において、利用者から利用料の支払いを受けたときは、利用者が償還払いを受けることができるように、利用者に対してサービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第10条（利用者及び利用者代理人の権利）

利用者は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- ① 独自の生活暦を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること。
- ③ 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- ④ 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること。
- ⑤ 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。
- ⑥ 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られていること。
- ⑦ 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること。
- ⑧ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。
- ⑨ 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。
- ⑩ 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること（苦情受付窓口等は別紙「重要事項説明書」に記載しています）

第 11 条（利用者及び利用者代理人の義務）

利用者は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負います。

- ① 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③ 特段の事情がない限り、利用者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと。

ただし、利用者が介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に掲示し、それによって起こるすべてについて利用者及び利用者代理人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではありません。

- ④ 事業者が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること。
- ⑤ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について利用者は協力すること。

第 12 条（造作・模様替え等の制限）

- 1 利用者は、居室に造作・模様替えするときは、利用者は事業者に対して予め書面によりその旨を届け出て、事業者の承認を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者の負担とします。
- 2 利用者は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 利用者は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはなりません。

第 13 条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援 1 と認定された場合。
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 利用者が第 14 条（利用者の契約解除）に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- ④ 事業者が第 15 条（事業者の契約解除）に基づき本契約の解除を通告し、予告期間を満了した日。
- ⑤ 利用者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能となったとき。

ただし利用者が長期にグループホームを離れる場合でも、利用者と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができます。

- ⑥ 利用者が他の介護療養施設等への入居が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき。

第 14 条（利用者の契約解除）

利用者は事業者に対し、いつでも7日の予告期間においてこの契約を解除することができます。

第 15 条（事業者の契約解除）

事業者は利用者に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この契約を解除することができます。

ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第2号を除き利用者及び利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用が3か月連続して滞納したとき。
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要性があるとき。
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断したとき。
- ④ 利用者が故意に法令その他本契約の条項に最大な違反をし、改善の見込みがないとき。

第 16 条（退去時の援助及び費用負担）

契約の解除あるいは終了により利用者がグループホームを退去するときは、事業者は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保険機関もしくは福祉サービス機関等と連携して利用者に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。なお、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者の負担とします。

第 17 条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者のサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備え別紙「重要事項説明書」記載の通り損害賠償責任保険に加入しています。

- 3 利用者の故意又は重過失により居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者が負担します。

第 18 条（秘密保持）

- 1 事業者はサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第 19 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときには、松江地方裁判所浜田支部をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

第 20 条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者及び利用者代理人、事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は記名の上、各自その1通を保有します。

令和 年 月 日

〔利 用 者〕

私は、この契約の定めるところに従い、貴住居においてサービスを利用することを申し込みます。

住 所 _____

氏 名 _____

〔身元引受人・署名代行者〕

私は、身元引受人の責任について理解するとともに、署名を利用者に代わって行いました。

住 所 _____

氏 名 _____

〔事 業 者〕

私は、認知症対応型共同生活介護事業者として利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任持って提供します。

住 所	島根県浜田市内村町 365 番地 7
名 称	社会福祉法人浜田福社会
代 表 者	理事長 津野 章
電 話	0855-26-0333

〔契約書説明者〕

住 所	島根県浜田市内村町 843 番地
氏 名	管理者 柳山 暁美
電 話	0855-25-5002